

(1) 街路事業とは

① 街路事業の目的

街路事業は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とする。

② 街路事業の定義

以下に掲げるようなものを街路事業として実施

- ・都市計画法第59条の認可又は承認を得て実施される都市計画事業
- ・都市内、主に既成市街地内で行われる事業
- ・社会資本整備重点計画に基づく事業
- ・都道府県、市町村等が実施する事業